

中信高校山岳部かわらばん

編集責任者 大西 浩

池田工業高等学校

山岳部の引率旅費について…年度当初に再確認

やや古い話になるが2002年に突然県の旅費規程が変わったのは衝撃的だった。とりわけ山岳部の引率旅費については、「テント泊」や「徒歩移動」などの特殊な部分をどう手当するかについては全く配慮がなく（今でも基本的には大きく変わっていないが）、当初からいくつかの課題を抱えていることが指摘されており、高教組としても一貫して重点検討課題として県と交渉してきた。当時、県教委は「山岳部」だからといって特例は認められないという姿勢を崩さず、「規定通り」とけんもほろろの対応だったが、2004年の高教組と県教委の確定交渉の席上始めて「部活動の引率業務については課題として認識している。」と明言した。そして、2005年11月30日の県教委との確定交渉の席上、ついに「山岳部等の泊を伴う旅費について検討する。自前のテントで寝泊まりした場合、宿泊に係る消耗品等を旅費の中の雑費で実費支給する。（平成18年4月1日適用）」という確認がなされ妥結した。

この間、たまたま小生は高教組において定通部選出の県執行委員をしていた関係もあって、毎回交渉に臨み、その都度当局とはかなり踏み込んだ話をしたのが思い出される。しかし、この成果は一人僕だけがなしえたのではないことはいまでもない。インターハイの折、当時の県専門委員長だった星野さんに全国の聞き取り調査をしてもらい、基礎資料をつかってそれを持って交渉に臨んだこと、かわらばんのネットワークを使って県内の顧問のみなさんの生の声を集めて県に示したこと、職場代表として交渉に来ていた顧問の皆さんに実情を直接訴えるよう組み立てをして、説得力ある交渉としたことなどなど、最後は県教委も、こうした意見に耳を傾けざるを得なくなり、ついに上のような回答を引き出すことができたのだった。この間、山岳部の顧問は当然のこと、それ以外の山岳部には関係のない方々からも多くの励ましをしていただいたからこそこのような財政的に厳しい中でも、金銭面での具体的な前進を勝ち取ることができた。「組合」とか「仲間」とかのありがたさを身をもって実感したものだ。

この時妥結した内容について小生自身職場が変わったこともあり、年度当初に事務室と確認しておきたいと思って古い資料を引っ張り出してきてみた。他校の方にも参考になればと思い、改めて確認事項を整理しておきたい。参考になれば幸いである。

まず、テント泊について上記の文言を補足して交渉の席上で、県教委は「テント泊について、ホテルなどに宿泊した際に当然設備されている水光熱費に相当する額を積み上げていった金額を、宿泊代相当分として支給する」と明言しており、当時の高校教育チーム教職員ユニット（現高校教育課教職員係）の担当とのその後の詰めの話の中では、宿泊費としては「テント場代」や「トイレ使用料」はいうまでもなく、宿泊と一体になったものとしての「入浴代」も認められている。また、食費としては食卓料の2200円は無条件支給であるほか、雑費としてもろもろの消耗品が認められている。

平成18年4月1日付け18教高第8号の高校教育チームリーダーから県立高等学校長あて文書「旅行雑費の支給について（通知）」にはこの雑費について次のように書かれ

ている。(当時の文書は小生保存してあるので、各校对の際必要ならご連絡ください)

 旅行雑費の支給について(通知)

県立高等学校の旅行に係る費用のうち、下記経費については、平成18年4月1日以降、旅行雑費として実費支給することとしますので、ご配慮願います。

記

1 内容

○登山部の活動においてテントを使用し、宿泊を伴う生徒引率を行った場合、その宿泊に要する次の経費

- (1) 消耗品費(固形燃料(暖房等に使用するもの。)、電池、使い捨てカイロ等)
- (2) 使用料(テント場代、トイレ使用料等)

2 その他

消耗品については、1回の活動において大量に購入することのないよう、あくまでも1回の活動で使用する適正な量の購入についてご指導をお願いします。

別紙 参考資料 登山に係る消耗品等について

高校教育チーム

消耗品等の例としては下記の通りですので参考にしてください。

なお、下記区分表、特に単価、数量等はあくまで例示です。状況により品物等の追加又は省略できる場合もありますので、旅費精算にあたっては適正に執行していただきますようご配慮ください。

○1泊2日の行程で1人分を想定した場合

区分	名称	単価	数量	合計	備考
消耗品	固形燃料	400円	1	400円	
	飲料水	200円	3	600円	持参できるのは3リットルが限度。山小屋で購入すると1リットル200円である。
	電池	800円	1	800円	リチウム電池(ヘッドライト用)等。
	使い捨てカイロ	50円	4	200円	
	計			2000円	
使用料	テント場代	500円		500円	テントを張る場合、場所代として山小屋に支払う。
	トイレ使用料	100円	2日	200円	テント場代を支払った以外の山小屋で使用した場合
	計			700円	

事務の担当も現実には山岳部の引率実態を知らないと思う。だから、折に触れて話をし、まずは実態を知っていただくことが大事である。入浴代や食卓費などについては毎年トラブルが発生しているが、これまで積み上げてきた実績が後退しないよう、改めて全県で確認していただければと思う。僕はこれまでの経過をすべて承知しているので、何かあったら、お役に立てることもあるかと思う。

編集子のひとこと

高教組に結集しての旅費交渉とその結果としての県教委の山岳部への旅費の特例措置は、今でも僕にとっては宝物だ。仲間がいるから今の僕がある。職場でも仲間作りを。